

ID: 390

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	施設介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第48条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第48条第1項及び同条第7項において準用する第41条第2項並びに省令第80条の規定による。 (施設介護サービス費の支給) 第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 (1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。) (2) 介護保健施設サービス (3) 介護医療院サービス 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第8項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (施設介護サービス費の支給が必要と認める場合) 第80条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費(法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)は、第20条に規定する要介護者に限り支給するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日

